



南知多町立豊浜小学校いじめ防止基本方針

～絆で結ぶ 温かい学校・学級づくり～

I いじめ防止に対する基本的な考え方

1 基本理念について

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じる恐れがあります。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないように、いじめの防止等のための対策を行います。

また、本校の教育目標・経営方針より、「一人一人を大切にし、楽しさ・厳しさ・温かさを基盤とした学級・学校生活づくりを進め、心豊かな人間性を養うこと」の重点努力目標を設定し、あわせて「いじめ防止基本方針」を策定しました。

- ① いじめ防止対策に関する組織と指導体制の充実
- ② いじめの防止等に関する取組の強化
- ③ 重大事態発生時の迅速な対応

いじめ防止のための基本姿勢として、次の3点をあげます。

2 学校及び職員の責務について

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者および地域の方との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

II いじめ防止対策に関する組織と指導体制の充実

1 組織について

ア 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うために、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」

を設置します。

イ 構成員について

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、保健主事、養護教諭、担任、必要に応じてスクールカウンセラー（以下SC）、スクールソーシャルワーカー（以下SW）や関係職員が出席します。

ウ 開催期日について

月1回程度を定例会として開催し、いじめ事案発生時は緊急開催とします。

2 主な活動について

ア いじめの未然防止に関すること（授業改善、校内研修）

イ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談）

ウ いじめ事案に対する対応に関すること（保護者、地域との連携、警察との連携）

エ P D C Aに関するこ（学校評価アンケート検討、開催時期・取組の見直し）

3 年間計画について

以下のように計画を立てて、具体的な取組を行います。

学期	「学校いじめ防止対策委員会」の取組	その他の取組
1 学 期	<p>【4月】いじめの未然防止への取組内容の検討</p> <p>【4月】望ましい集団作りのための取組内容の検討</p> <p>【4月】いじめ防止基本方針等の確認</p> <p>【5月】いじめアンケートの実施</p> <p>【6月】教育相談の実施</p> <p>【7月】1学期の取組の反省と2学期以降の取組の検討</p>	<p>【4月】いじめ・不登校・虐待対策委員会</p> <p>【6月】教育相談後の情報交換・研修会</p> <p>【7月】保護者会での情報収集</p>
2 学 期	<p>【9月】PTA・地域の方の声（夏季休業中の情報を含む）を発信する形で検討</p> <p>【10月】いじめアンケートの実施</p>	<p>【9月】夏季休業中の児童の様子についての情報交換</p>

2 学 期	【10月】人権週間の取組内容の検討	
	【11月】学校評価の項目および内容の検討	【11月】学校評価アンケート実施（いじめ項目含）
	【11月】いじめ防止対策委員会研修会	【12月】教育相談後の情報交換、研修会も兼ねる
	【11月】教育相談の実施	【12月】保護者会での情報収集
	【12月】学校評価の検討と今後の対策	【12月】学校評価の集計
	【12月】2学期の取組の反省と3学期以降の取組の検討	

3 学 期	【1月】学校評価の検討と今後の対策	【1月】冬季休業中の児童の様子についての情報交換
	【2月】いじめアンケートの実施	【3月】教育相談後の情報交換
	【3月】教育相談の実施	
	【3月】3学期の取組の反省と来年度の取組の検討	

III いじめ防止等に関する取組の強化

1 未然防止の方策について

- ・楽しく分かる授業の展開および道徳教育、特別活動、学校行事の充実
- ・体験活動や縦割り活動（なかよし班）の充実
- ・児童の心を満たす学級・学年・学校の「居場所作り」の実践
- ・児童のつながりを深める「絆作り」の実践など

2 早期発見・早期対応について

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査および情報交換を次の通り実施します。

①児童対象いじめアンケート調査 年3回（5月・10月・2月）

②保護者対象いじめアンケート調査 年1回（11月）

③教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査

年3回（6月・11月・2月）

④日常の観察及び教職員間の情報交換 隨時（職員会議後）

⑤学校・関係機関との情報交換

随時（SSWの活用、主任児童委員・民生児童委員情報交換会）

イ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行います。

①SC事業の活用

②いじめ相談窓口の設置（養護教諭・SC・町適応指導教室）

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を以下のように、年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

①いじめ防止対策委員会研修会……（11月）

3 「ネットいじめ」への対策について

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じた行われるいじめを防止及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラルについての授業を行います。

○情報モラルについての授業……………（各学級）

また、発生した事案の内容によって、法務局・警察等とも連携を取りながら進めます。

IV 重大事態発生時の迅速な対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、以下の対応を迅速にとります。

- ① 被害児童の保護を最優先に対応し、重大事態が発生した旨を、南知多町教育委員会（以下、町教委）に速やかに報告します。
- ② 町教委と協議の上、当該事案に対処する組織「緊急いじめ対策部会」（仮称）を設置します。

＜構成員＞

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、該当担任、養護教諭、学校教育課長、指導主事、（S C、S S W、警察、主任児童委員）

- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供します。
- ⑤ 被害児童及び保護者の同意を得て、関係機関と情報共有し、迅速かつ適切な対応策を協議の上、問題の早期解消に努めます。
- ⑥ 被害児童及び保護者の同意を得て、必要に応じ「保護者説明会」を開催し、事案の解決、今後の予防・再発防止について共通理解・協働体制の構築に努めます。

＜学校版 重大事態対応フォロー図＞

いじめに関する重大事態発生

いじめが原因の

- ・自殺の企図
- ・年間30日の欠席 等

- ・町教委への報告、「緊急いじめ対策部会」開催準備

「緊急いじめ対策部会」の開催・調査の実施

- ・児童への指導
- ・児童へのアンケート調査
- ・教職員、保護者への調査
- ・関係機関との連携
- ・保護者会開催準備、関係児童生徒・保護者の同意



町教育委員会報告・協議

臨時保護者説明会開催

- ・事案の解決、再発防止に向けた協働体制の確認